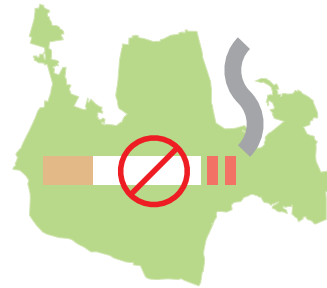


調布市の受動喫煙防止等対策に関する取組方針

調布市では平成30年5月、市民の受動喫煙による健康被害を未然に防ぐことにより健康推進を図ることを目的とし、受動喫煙防止等対策に関する取組方針を策定しました。

さらに調布市は、ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場となることから、大会前や期間中はもとより、大会後も引き続き調布市を訪れる方々の受動喫煙による健康被害を防ぐことも目的として、具体的な取組を推進していきます。



受動喫煙防止等対策の基本的な考え方

屋外における受動喫煙防止等対策

多くの人を利用する駅周辺では、喫煙所からの煙や路上喫煙に関して受動喫煙防止対策を望む声が多く寄せられていることを踏まえ、駅周辺での路上喫煙禁止区域を設定します。また、市立の公園での受動喫煙防止対策を講じます。

調布市が管理する公共施設の受動喫煙防止等対策の推進

調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針に基づく全面禁煙の施設を拡大するとともに、施設の態様や利用状況を考慮し分煙措置を講じている施設においては、受動喫煙の影響がより減少するよう対策を行います。

子ども・妊婦を守る受動喫煙防止等対策

調布市が管理する施設や敷地または公園等を使用して、子ども・妊婦が参加するイベントを行う場合の受動喫煙等対策を強化します。

受動喫煙防止対策が講じられている民間施設の登録・周知

受動喫煙がなく安心して食事ができる環境づくりを商工会等とも連携しながら推進し、受動喫煙防止対策を実施している市内飲食店を「調布市受動喫煙ゼロの店」として登録、公表します。また状況に応じて対象施設を拡大します。

市民・関係団体との連携

市民や、受動喫煙防止等対策を推進している調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会をはじめ、関係団体等と連携し、各種の取組を推進します。

取組方針策定後の主な動き

調布市では健康増進法に基づき、施設管理者として、施設利用者の健康増進を図るとともに快適な施設環境を保持するため、市が管理する施設の建物及びその敷地を原則として禁煙としています。

市役所敷地内に設置していた喫煙所は、平成30年6月、市庁舎免震改修工事に伴い閉鎖しました。

また、多くの人を利用する駅周辺では喫煙所からの煙による受動喫煙防止対策を望む声が多く寄せられていることから、調布駅ロータリー内の喫煙所を、平成30年10月に閉鎖しました。今後取組方針に基づき、対策を進めてまいります。

市内飲食店の皆様へ ぜひご登録ください!

受動喫煙ゼロの店登録方法

①申し込み

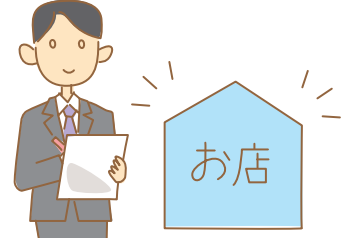
調布市受動喫煙ゼロの店登録申請書をFAX・メールまたは健康推進課の窓口にて提出します。対象施設は市内飲食店です。
※申請書は健康推進課の窓口、公共施設等で配布しています。調布市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。



申請書ダウンロード

②確認

申請書受付後、適切な受動喫煙防止対策が実施できているか、調布市の職員が直接訪問して店舗を確認します。



③登録・ステッカー交付

登録した店舗には、登録決定通知書およびステッカーを交付します。



④ステッカー掲示

店舗の入り口にステッカーを掲示します。調布市受動喫煙ゼロの店を紹介する、調布市役所ウェブサイトにも店舗情報を掲載します。



お問い合わせ先

調布市 福祉健康部 健康推進課
電話 042-441-6100
FAX 042-441-6101
メール kenkou@w2.city.chofu.tokyo.jp